

○財務省告示第二百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・三トン
二	〇トン
三	〇トン
四	五、三二四トン
五	一九五トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一二〇トン	一七三トン	二、〇二三トン	一六、六九九トン	一、九八二トン	三三三トン	九四、一九一トン	二二九、九五四トン	一、〇〇六、四三九トン	一五、四五二トン	一二六トン	二五三トン	三、六二九トン	一トン	四トン	〇トン

二九	七九トン
二八	一・〇トン
二七	一、三七五トン
二六	一〇六トン
二五	〇トン
二四	三トン
二三	一二二トン
二三	二八四トン
二二	五、八五五トン